

【組合員証からマイナ保険証へ】

これまでは文部科学省共済組合の組合員になると、資格取得の届出により「組合員証」、その被扶養者には「組合員被扶養者証」を交付していましたが、令和6年12月2日よりマイナンバーカードを使用している「マイナ保険証」へと移行した為、従来の組合員証及び被扶養者証は発行できなくなりました。

なお、現行の組合員証等は、令和7年12月1日までこれまでどおり利用することが可能です。

令和6年12月2日以降は資格取得の届出により、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、お持ちでない方には「資格確認書」が交付されます。 →詳しくは、[こちら](#)をご確認ください。

【マイナ保険証をお持ちでない方について】 提出様式：[資格確認書交付申請書](#)

◎資格取得後、すぐに病院受診する等の場合に短期間有効の「A4版資格確認書（紙）」を交付します。

◎マイナ保険証によるオンライン資格確認ができない状況の方に「資格確認書（カード型）」を交付します。

【オンライン資格確認ができない状況とは】

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードは持っているが、マイナ保険証の登録をしていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除者（[マイナ保険証利用登録解除申請書](#)）
- ・マイナンバーカードの有効期限切れの方
- ・マイナンバーカードを紛失・更新中の方 など

【注意事項】

※限度額適用認定証・特定疾病療養受療証は、マイナ保険証を利用していない方のみ交付対象となります。

※高齢受給者証を交付された方は、これまでどおり病院等窓口に提出してください。

※氏名変更等をした場合は、交付されたすべての証（組合員証、資格確認書）を返却してください。

※組合員の資格喪失、被扶養者の認定取消の際は、交付されたすべての証（組合員証、資格確認書）を返却してください。

なお、紙発行の「A4版資格確認書」および「資格情報のお知らせ」は返却不要となります。ご自身で裁断する等、破棄をお願いいたします。